

令和4年6月16日

内閣府特命担当大臣（少子化担当）
野田 聖子 殿

国民民主党
代表 玉木 雄一郎

子育て・教育支援関係給付に係る所得制限の撤廃に関する要請

国や地方公共団体が実施している子育て・教育支援関係の給付については、多くの制度で所得制限が設けられています。このため、共働き世帯を含む中間所得層の世帯は、高校授業料の無償化や大学等の給付型奨学金、無利子の貸与型奨学金の対象から外されるなど、所得制限に対する不公平感が広がっています。

四半世紀以上にわたって実質賃金が低下傾向である一方、税・社会保険料の負担が増え続ける中で、子育て世帯の家計をとりまく状況は大きく変化しました。中間所得層といえども、ゆとりをもって子育てを行い、必要な教育を受けさせることに困難が伴いつつあります。

この所得制限の問題に関しては、これまで党所属議員が国会での質疑を続けてきましたが、政府の答弁は、一貫して、それぞれの制度の目的や運営の経過がある中で所得制限の見直しは考えていないというものでした。

子育て・教育支援のための現金給付や現物給付は、国の将来を担う子ども達が健全に育ち、等しく学ぶことができる社会を実現するための不可欠な制度であり、世帯所得や世帯主の所得に関係なく支援が行われるべきです。また、このことが少子化対策の有効な政策手段になると考えます。

以上を踏まえ、国民民主党として以下を要望します。

記

- 一、児童手当、保育料、高校・大学授業料及び奨学金制度など様々な子育て・教育支援策に課している所得制限を撤廃すること。
- 二、国民民主党が6月10日に国会に提出した所得制限撤廃法案の成立に協力すること。

以上